

平成25年6月14日

第2497号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（285・長寿社会課）…………… 1
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定（286・長寿社会課）…………… 1
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（287・長寿社会課）…………… 2
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出（288・長寿社会課）…………… 2
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（289・長寿社会課）…………… 2
- 公有水面埋立ての免許（290・港湾空港課）…………… 3
- 入会林野整備計画の認可（291・北秋田地域振興局農林部）…………… 3
- 建設業の許可の取消し（292・仙北地域振興局総務企画部）…………… 3

公 告

- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可（秋田地域振興局農林部）…………… 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（警察本部会計課）…………… 4

人事委員会規則

- 人事委員会規則8-6（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則…………… 5

告 示

秋田県告示第285号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき、公示する。

平成25年6月14日

秋田県知事 佐竹敬久

(通所介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570421917	デイサービスとんぼ	大館市水門町9番38号	株式会社スフィード	平成25年5月15日

(短期入所生活介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570621987	ショートステイわかみ	男鹿市福川字堅石29番地1	有限会社せきれい	平成25年6月1日

秋田県告示第286号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10第1号の規定に基づき、公示する。

平成25年6月14日

秋田県知事 佐竹敬久

(介護予防通所介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570421917	デイサービスとんぼ	大館市水門町9番38号	株式会社スフィード	平成25年5月15日

(介護予防短期入所生活介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570621987	ショートステイわかみ	男鹿市福川字堅石29番地1	有限会社せきれい	平成25年6月1日

秋田県告示第287号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき、公示する。

平成25年6月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(通所介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
0570815985	通所介護ゆめのさと	大仙市協和荒川字宮田11番地1	企業組合やまびこ ケアセンター	平成25年5月31日

(短期入所生活介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
0570620781	ショートステイおらほ	男鹿市福川字堅石29番地1	株式会社清翔	平成25年5月31日

秋田県告示第288号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定に基づき、公示する。

平成25年6月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(居宅介護支援)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
0570621359	ケアプランセンターおらほ	男鹿市福川字堅石29番地1	株式会社清翔	平成25年5月31日

秋田県告示第289号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号の規定に基づき、公示する。

平成25年6月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(介護予防通所介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
0570815985	通所介護ゆめのさと	大仙市協和荒川字宮田11番地1	企業組合やまびこ ケアセンター	平成25年5月31日

(介護予防短期入所生活介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
0570620781	ショートステイおらほ	男鹿市福川字堅石29番地1	株式会社清翔	平成25年5月31日

秋田県告示第290号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり埋立ての免許をしたので、同法第11条の規定に基づき、告示する。

平成25年6月14日

能代港港湾管理者 秋田県

代表者 秋田県知事 佐竹敬久

- 1 埋立免許の日 平成25年6月5日
- 2 埋立免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所
 - (1) 名称 秋田県
 - (2) 住所 秋田市山王四丁目1番1号
 - (3) 代表者氏名 秋田県知事 佐竹敬久
 - (4) 代表者住所 秋田市山王四丁目1番1号
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置 秋田県能代市河戸川字西山下5番1の地先公有水面
 - イ 区域 次の①の地点から③の地点までを順次に直線で結んだ線、③の地点と④の地点を結ぶ平成24年の秋分の満潮位（D.L.+0.45m）における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と④の地点を結ぶ昭和56年11月25日付け秋田県指令港-10の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L.+0.41m（昭和55年の秋分の満潮位）により決定）により囲まれた区域
 - ①の地点 基点A（能代港南防波堤灯台 北緯40度12分49秒、東経139度59分39秒）（以下「基点」という。）から195度12分44秒3,446.41メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から191度46分39秒315.00メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から101度46分39秒811.09メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から356度01分41秒324.37メートルの地点
 - ウ 面積 241,040.31平方メートル
 - (2) 埋立てに関する工事の施行区域
 - ア 位置 秋田県能代市河戸川字西山下5番1、5番2、5番3、6番及び1番1の地内並びに同市同字西山下5番1の土地に接する国有海浜地及び地先公有水面
 - イ 区域 次の各地点を順次直線で結んだ線及びイの地点とホの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域
 - イの地点 基点から195度12分44秒3,446.41メートルの地点
 - ロの地点 イの地点から282度00分00秒150.00メートルの地点
 - ハの地点 ロの地点から191度46分39秒465.58メートルの地点
 - ニの地点 ハの地点から101度46分39秒1,146.69メートルの地点
 - ホの地点 ニの地点から11度46分39秒461.13メートルの地点
 - ウ 面積 531,325.22平方メートル
- 4 埋立地の用途 製造業用地

秋田県告示第291号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条第1項の規定により、北秋田市阿仁前田入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月14日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 整備計画の名称 北秋田市阿仁前田入会林野整備計画
- 2 認可の年月日 平成25年6月14日

秋田県告示第292号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月14日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 処分をした年月日
平成25年6月4日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

加藤組株式会社

大仙市協和小種字下鏡台254-2

代表取締役 加藤 興 男

秋田県知事許可(般-24)第60054号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成25年6月4日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、男鹿市北浦一ノ目潟土地改良区から申請があった土地改良事業(維持管理)計画の変更について、平成25年6月7日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月14日

秋田県知事 佐竹 敬久

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月14日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 入札に付する事項

(1) 契約の名称及び数量

秋田県警察総合情報システムサーバほか賃貸借 一式

(2) 契約内容等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成26年3月1日から平成31年2月28日まで。ただし、歳入歳出予算において、この契約に係る金額について、減額又は削除があった場合には、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 借入物品の設置場所

別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(3) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番5号

秋田県警察本部会計課(電話018-863-1111)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日进行を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年6月14日(金)から同年7月24日(水)までの期間、(1)の場所において随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成25年7月26日(金)午前11時

秋田県警察本部3階第2会議室

5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 概要

Summary

- 1 Complete set of leasing servers for personal computer terminals of general information network of Akita Prefectural Police
- 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 26 July, 2013
- 3 Contact point for the notice : Finance Section, Police Administration Department, Akita Prefectural Police Headquarters, 4-1-5 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951 Japan
TEL 018-863-1111 ext.2247 (Japanese only)

人事委員会規則

人事委員会規則八一六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成二十五年六月十四日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則八一六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

規則八一六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第五条の三中「のうち日中一時支援事業」を「として実施する日中における一時的な見守り等の支援」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ	行	誤	正
平成25年2月26日（第2466号）公布の秋田県規則第4号（災害救助法施行細則の一部を改正する規則）（原稿誤り）			
1	後から10	「14' 500」	「14' 500E」